

全員協議会資料

(令和4年12月5日)

(協議案件)

② あつまるカードへのマイナポイント付与等について

産業経済課経済グループ

1 あつまるカードとは

(株)あつまスタンプ会が発行するＩＣポイントカードで、買い物や行政ポイント等によりポイントが付与され、加盟店において１ポイント１円で利用することができる。また、本年１１月には、現金チャージ機（町内４か所）が設置され、現金チャージが可能となった。

※発行枚数：４，５１６枚（内、町内３，１６３枚）

※利用可能店舗数：５５店舗

※スマートフォンアプリによる決済開始（令和５年１月末予定）

2 マイナポイント（第２弾）事業とは

当該事業は、国が指定する要件を満たした場合に、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイントが付与される。

実施するポイント付与施策は次のとおり。

- ① マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスを用いて物品等の購入を行った消費者に対して、ポイントが付与される（５，０００円分）。
- ② 健康保険証としての利用申込を行い、マイナポイントの申込を行った消費者に対し、ポイントが付与される（７，５００円分）。
- ③ 公金受取口座の登録を行い、マイナポイントの申込を行った消費者に対して、ポイントが付与される（７，５００円分）。

3 マイナンバーカードの取得期限の延長

マイナポイントが付与される要件のマイナンバーカードの取得期限が、令和４年９月末までだったが、令和４年１２月末まで延長され、マイナポイントの申込期限についても令和５年２月末まで延長される。

4 決済事業者の登録申請書類の受付期限の変更

上記に伴い、決済事業者の受付期間は令和４年３月３１日から同年７月３１日までとなっていたが、令和４年１０月２１日から同年１０月３１日までの期間、追加募集となった。

5 あつまスタンプ会が決済事業者として登録申請書類の提出

本町におけるマイナンバーカードの取得率向上及びキャッシュレス決済の推進並びにあつまるカードの使用による域内ポイント循環により町内経済活性化のため、町からあつまるカードを管理運営するあつまスタンプ会に決済事業者として登録することを要請、快諾をいただき登録申請書類を提出。

現在、本年12月26日からあつまるカードにマイナポイントの申し込み受付開始ができるよう、第2弾マイナポイント補助金事務局と調整中（年末であるため、実質受付開始は令和5年1月からの予定）。

6 あつまスタンプ会への支援

マイナポイント事業は、決済事業者が行う経費について、10/10以内の補助金が交付されるが、ポイントの失効分については補助対象外となる。公認会計士等による会計監査を受け入れている場合はその執行率となり、そうでない場合は、マイナポイント事務局が定める失効率8%分については補助対象外となる。町が要請した案件でもあるので、町としてあつまスタンプ会に失効率分の手当をする必要があると考えている。

なお、あつまスタンプ会は公認会計士等による監査を行っていない。

例 50人があつまるカードにマイナポイント付与の手続きした場合
50人分（20,000円×50人＝1,000,000円）

1,000,000円×8%（失効率）＝80,000円

7 マイナポイント申込の手続き支援

高齢者等においては、スマートフォンなどによるマイナポイント申込については、手続きがむずかしいことから、あつまスタンプ会（商工会）では、その手続きを代行するサービスを行う予定である。